

平成26年 8月18日

平成26年8月15日からの大雨により被害を受けられた皆様へ

エタニティ少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

今回の8月15日からの大雨により被害を受けられたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。
この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客様相談室：0120-945-228

受付時間：9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
京都府	福知山市（ふくちやまし）	平成26年8月17日（日）
兵庫県	丹波市（たんばし）	平成26年8月17日（日）

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上